

3監特第31号
令和3年11月2日

(請求人様)

名古屋市監査委員 長谷川 由美子
同 成田 たかゆき
同 山本 正雄
同 小川 令持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和3年9月21日に提出された名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結論

本請求は、地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理由

本請求は、介護保険料について、年金から天引きされているにもかかわらず市担当部門の不始末・情報収集不足により、本来送付不要の封書2通が送付されたのは不当な出費であると主張し、税金の正しい使い方の精査を求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求において、請求人は、介護保険料において、市担当部門の不始末・情報収集不足により本来送付不要の封書 2通が送付されたのは不当な出費であると主張しているが、事実を証する書面を添付しておらず財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)